はじめに

政治任用者の職業公務員への転換

バ 口 ウィング

ア メリカ連邦職員人事における政治任用者

職業公務員間の身分変更とその規制の試

み

トランプ政権期の動向を中心に-

原 和 行

菅

はじめに

おわりに

スケジュー

ル

ドトへの評価と規制の試み

職業公務員の政治任用者への転換一 バロウィングへの評価と規制の試み

スケジュ

アメリカの連邦政府には他国の中央政府に比して多くの政治任用職が存在し、その数は約四○○○に及ぶ。そ 方で、 ワシントンDC、 全米各州、 その他地域における連邦政府諸機関には、二〇〇万人を超える職業公務

員が在籍している。政治任用者と職業公務員は、担当する業務や求められる能力が異なるため、原則として、そ

う規範は現代においても見られる。

ŋ と職業公務員の活動領域は多分に重なるようになったが、 よって担保されていた。二○世紀中葉以降、行政国家化を背景として政治と行政の融合が指摘され、政治任用者 ける規範を提示したが、そうした規範は政治と行政を担う職員がそれぞれ異なる制度によって任用されることに 能力に基づいて任用することが基本となる。一九世紀末に提唱された政治行政二分論は、政治と行政の機能を分 れぞれ異なる制度によって任用される。これは、一八八三年の連邦公務員法(ペンドルトン法) 行政を担う職業公務員についてはメリット・システム、すなわち公開競争試験によって客観的に判定された 両者は異なる制度によって任用されるべきであるとい 以来の原則 穴であ

の弊害などが指摘されてきた。 メリット・システムの原則からの逸脱や、 グは連邦公務員法 任用者を職業公務員の身分に転換するものであり、通称、バロウィング(burrowing)と呼ばれる。 しかし、連邦政府の職員人事には、そうした規範から逸脱する慣行が存在することも知られる。 (合衆国法典第五編) に基づいて行われ、 政権交代後も前政権の政治任用者が職業公務員として残り続けること 合法的な手続きとして認められているものの、 つは、 口 ウィン 従来、 政治

を担う職業公務員について新たな政治任用の区分であるスケジュールFに再分類するものである。(ヨ) (Schedule F) もう一つはすでに廃止されているが、職業公務員を政治任用者に転換することを可能とする、スケジュ である。これは、 ドナルド・トランプ大統領が行政命令によって創設したものであり、 政策形 i F

1

が集中的に表れていると捉えている。 ることには、現代アメリカの行政が抱える、 本稿では、 近年、 公務員制度の規範から逸脱するバロウィングやスケジュールFのような現象が顕 官僚機構のアカウンタビリティをどのように解釈するかという問 在化

アメリカでは歴代の大統領は、 政治任用者を増やし、 官僚機構の「政治化」を図ることにより、 自らに応答的

度設計になっ な政 大統領は官僚機構を 連邦政府の各機関を有効に機能させることによって国民へのアカウンタビリティを果たそうとする。そのため (府の構築を目指した。デイヴィッド・(4) 執行部 ているが、 司法部の三権が互いに権力を共有することにより、 「政治化」させ、応答性の確保に努めたのであり、 実際には連邦政府の活動に対する国民の期待は大統領に集中する傾向 ル イスとマーク・リチャード すべての部門が連邦政 バロウィングやスケジュールFはそうし ソンの研究によれば、 府の活動に責任を担う ア が なあり、 メリカ 大統領も では立 法

-政治化」の手段として用いられた。 (5)

うした行為は官僚機構の議会に対するアカウンタビリティを弱めることになる。 て お ティを要求する。 連邦政府の活 用した大統領へのアカウンタビリティを果たすことが第一に求められる。これに対し、 なっており、 ウンタビリティは複雑になる。 いても、 連邦 スケジュー その点では議会に対してアカウンタビリティを果たす必要がある。また、 政 動に対する国民の期待に応えるため、 府の官僚機構は、 そのため、 ル Fが法律と憲法に対するアカウンタビリティを形骸化させるものであった点が指摘され バ ロウィングやスケジュールFによって官僚機構の応答性を高めようとするが、 職業公務員は連邦公務員法によって身分が保障され、 議会と大統領の双方から統制を受けているため、 政治任用者と職業公務員の違いを問わず、 ドナルド・モイニハンの研究に 連邦政 執行府を預かる大統領 政治任用者 議会の行政監視の対象に 八府職 員 ア の立 カウンタビリ では 自 らを任 ア そ

administration)」と「執行府主導の行政 1 ツ ド 口 1 ゼ ン ブ (executive-centered public administration)」との対立が典型的に表れてい ル 1 A 0) 指 摘 す á <u>寸</u> 法 府 主 導 の行政 (legislative-centered public

間

題

K

デ

イ

ヴ

のように、

口

ーウィ

ングやスケジュ

ルル

F

の利用により、

官僚機構が議会に果たすアカウンタビリティと大

本稿では、こうした官僚機構の抱える

統領に果たすアカウンタビリティの間にはトレードオフの問題を生じる。

せることの重要性を主張している。

ローゼンブルームは、こうした「執行府主導の行政」への移行に警鐘を鳴らし、「立法府主導の行政」を実現さ 動の合理化を図るなか、議会による規制の廃止を訴え、議会からの統制を回避する傾向が見られるようになった。 の行政」が維持されてきたが、二〇世紀中葉以降、執行府が行政において主導的な役割を果たすようになり ると捉えている。 「執行府主導の行政」が見られるようになった。しかし、「執行府主導の行政」は大統領の政策を推進し、行政活 ローゼンブルームによれば、伝統的にアメリカでは憲法と議会の活動に依拠した「立法府主導

制 の試みを検討する。そのうえで、 以下では、バロウィングとスケジュールFに関して、それぞれの制度と手続きを確認したのち、 ローゼンブルームの議論を援用しながら、現代アメリカの行政における両制 その評価や規

度の位置づけについて考察したい。

政治任用者の職業公務員への転換――バロウィング

して雇用する際にも人事管理庁の承認を得なければならない。 (8) を得る必要がある。 の妥当性を判断するのは人事管理庁であり、 長には、 ト・システムの原則が定められているほか、情実任用等の禁止行為についても規定されている。また、 定に従って実施されている。 ロウィングは、法律上は 連邦規則集第五編に定められた人事管理庁の雇用規則に従い、 さらに、 合衆国法典第五編では、公平で競争的な選考や政治的影響力からの保護等のメリ 現役の政治任用者に限らず、 「転換(conversion)」と表現され、合衆国法典第五編における職業公務員の任用 各機関の長は転換の実施に際し、人事管理庁に審査を申請し、 過去五年間に政治任用者であった人物を職業公務員と 転換を実施することが求められる。 各機関 承認 転換 規 0) ッ

ら 一

五日

以内に各機

法典第 政治 ライ ない 確認 Counsel) 関に提出 1 0 人事管 的 転換については、 アンス局 かを審査する。 Ļ システ \mathcal{H} 転 を求めたうえ、 申請内容に応じ、 理 に調 換担当 編 庁 4 0) が 0 0) 査を依頼する場合もある。 定める禁止事項に該当するかどうか 審査を行 一調整官 原則に叶ったものであることを証明する各種書類を提出しなければならない。 審査では、 その後、 (関に通知される。 追加で上級管理職資格審査委員会による審査も行われる。 (Political 申請 1 庁内の各担当部局に審査を指示する。 候補者自 転換に対する承認 がメリ 担当部局の審査結果に基づき、 Conversions Lead Coordinator) ット・ 身の情報と転換前後 人事管理庁による審査の結果は、 システム の可 0 否を判断する。 の原則を満たしているか、 判 断 の官職に関する情報 が メ 必要になった場 リット・ が各機関から必要書類が提出 担当部局では、 また、 システム= 上級管理 各機関, 合、 0) 関係する法律や規則 ほ 特 追加で必要な情報 か、 から申 連の審査過程において合衆 職 アカウンタビリティ 别 各機 **検察官** (Senior 請 関による選考が 書類が提 局 Executive こされ 人事管理庁内では、 (Office Ė が 出され 抵 あ of. ることを 触 れば各機 Special コンプ ってか 7 1)

X

して、 他 ○○九年以前の人事管理庁による審査では、 Office) 治的影響力との 0 このように、 職 的 業公務 かつては人事管理庁による審査の手続きや対象が、 も転換の実態を調査するなかで、これらの問題を指摘してきた。 な職業公務員の任用と同様に公正な手続きが要請されている。 員 今日、 関係が疑われるものもあり、 0) 転換につ 口 ウィングはメリ V ては四年ごとに大統領選挙のあ ッ ١ 上級管理職 議会の監査機関である会計検査院 システム への転換については常時審査を行ってい 現行のものほど厳格ではなかっ の原則に基づいて実施することが求 る年にの しかし、従来、こうした転換には み審査を実施してい 従来、 不適切な転換が見られた背景と (U.S. Government Accountability た点があげら た。 めら たもの n は れる。 政 0 情 制 権移 実や 度上 そ 0 は 政

期に

政治的目

的による転換が増えるためであるが、

上級管理職以外の職業公務員への転換はメリ

ット

システ

positions)の職業公務員への転換については、常時、人事管理庁の審査は不要であった。 適用を受ける一 人事管理庁の審査を経ずに行われていた。また、メリット・システムの適用を受けない除外職 般俸給表 (General Schedule) の競争職 (competitive service) であっても、 大統領選挙の

場合には各機関が最終的に転換を実施したか否かにかかわらず、 書類を添えて人事管理庁に申請し、 の審査が義務づけられた。そのほか、 管理庁長官から各機関に通達がなされ、 する報告書を毎年 下院監査・政府改革委員会と上院国家安全保障政府問題委員会に対し、政治任用者から職業公務員への転換に関 Kaufman and Michael Leavitt Presidential Transitions Improvements Act of 2015) 管理職または一般俸給表の競争職への転換に限られていたが、 職を除いて大統領選挙の年にのみ行われていたが、 ればならないことも通知された。 の職業公務員への転換にも拡大されることになった。また、二〇一六年以降は政権移行改善法 しかし、二〇一〇年一月以降、人事管理庁の審査手続きが変更され、 (Noncompetitive Position) に任用される場合や新規に競争試験を受けて任用される場合にも、 (大統領選挙の年は年四回) 人事管理庁による書面 通達では、 現在または過去に政治任用者であった人物が、競争試験の課されない 提出することが義務づけられた。さらに、 政治任用者の職業公務員への転換にあたっては各機関が所定 以後は常時行われることになった。 この承認を得なければならないこと、 以後はメリット・システムの適用を受けない除外 六○日以内にその職員に関する情報を報告しな 従来、人事管理庁による審査は上 の施行により、 二〇一八年二月には 審査の対象も従来は また承認を受け 人事管理庁には (Edward "Ted" 人事管理 Ŀ 理

よれば、 の調査が ロウィングについては、 実施されており、 バラク・ オバマ政権期の二○一○年一月から二○一六月三月までの間には、 転換した人物の氏名や転換先等の情報が公表されてきた。二〇一七年八 会計検査院が継続的に調査を行ってきた。一九八一年から二〇一七年 各機関から九九件 八月の Ó この転換 に一八

とが義務づけら

れたが、その報告書が非公表であることが背景にあると言

われ

れ

7

なかった。なお、会計検査院の報告書は、この報告書を最後にそれ以降は公表されてい⁽³⁾ すべて不適格と判定された。 されたものであった。 転換を実施した。 請 ○一六年以降は政権移行改善法により、 が あり、 人事管理庁はそのうち七八件の申請を承認した。 一方、 人事管理庁の承認前に転換を行った事例も七件あり、 転換が認められなかった申請のうち、 残りの三件はすでに転換後の官職に在籍していないことが確認され、 人事管理庁には議会の所定の委員会に対し、 また、 九件は特別検察官局に照会のうえ、 承認を受けた申 そのうちの ر گوَاؤ 請 毎年、 のうち、 ない。 四件は事後的に審 報告書を提出するこ 前述 六九件が 不適格, 審査は行わ 0) ように、 最 査され、 ど判 終的

議 n によれば、二〇二〇年の最初 0 員 ていない いない。(15) 0) ランプ政 ジェラルド・ ものの、 0 W 権 て包括的な調査を求めているが、二〇二二年八月時点では会計検査院から調査結果 のバロイングについては会計検査院による調査報告は行われていない それまでの件数を上 コノリー は、 0) ○か月間では二六件の 会計検査院に対してトランプ政権 回る数の転換が追加で行われたと見られている。 転換が確認されており、 下の 四年間 における政治任用者 同 年一二月以降 が、 そのため、 ワシントン・ の件数は 0) 0) 報告は行 職 民主党下院 業公務 確 ・スト 蒷 社

バ 口 ウィングへの評 価と規制 0

ツ

労働省においてジョ は公務員労働 バ 口 グは、 組 合 0 主張に リジ・ メ 1) ŀ W 典 、型的に表れ ブッシュ大統領が任用した政治任用者が職業公務員に転換していたことが確認さ システム てい 0 原 が則との る。 全米政 関係からしばしば批 府職員連盟 0) ŕ 判 V ッ の対象になってきたが、そうした批 ク ス バ スタニは、 オ マ政

級官職に昇進する機会を不当に奪うものとして捉える傾向がある。

ことが活動の目的であるため、バロウィングは職業公務員がメリット・システムによる正当な手続きによって上 合の職業公務員たちが犠牲になっている」と批判している。公務員労働組合にとっては職業公務員の権利を守る(音) れたことに対し、「不公平な労働行為」であり、「それらの官職への異動に必要な政治的な関係をもたない労働

人事管理庁による事前審査が徹底されるようになった。 メリット・システムの原則を満たさない事例も見られることが指摘されるようになり、 と終身職の待遇が保障されるのであれば、職業公務員への転換は魅力的な機会となる。 の高官ばかりでなく、職位や給与の低い官職に従事する人々も多く見られる。そうした人々にとっては高い給与 一方、バロウィングは、政治任用者にとっては一定の誘引をもつものである。政治任用者にはホワイトハウス 先述のとおり、 一方、こうした転換には

ることになれば、 ドオフの 政治任用者が職業公務員として新政権に残ることにより、 の政権に対するアカウンタビリティを制約する慣行としてバロウィングを位置づけている。 の入れ替えを試みるということである。また、スティーヴン・ベラとウィリアム・ゴームリーの研究では(18) 政権交代後も引き続き業務に当たらせることにより、自らの推進する政策を継続させることを志向する。それに める手段として、 ビリティの観点から考察されている。デイヴィッド・ルイスの研究では、大統領が公務員制度の「政治化」を進 政治学や行政管理論の分野では、 新政権では前政権によって政治任用された人物を探し出し、 関係になることを指摘している。 現政権に対して責任ある行動をとることが困難になるということである。(El) バロウィングを位置づけている。 バロウィングはおもに大統領による「政治化」や大統領に対するアカウンタ バロウィングによって新政権に残った職員が、 大統領は自らに忠実な政治任用者を職業公務員に転換させ 前政権と新政権に対するアカウンタビリティは 離職を働きかけ、党派的に対立しない 前政権の政策を推進す すなわち、 政 将来

に対する義務」として「権力の座から退くべき」であるということである。

領が る。 用 治的関係ではなく、 である。 職業公務員に転換することの問題点として、以下の二点を指摘している。 法案」(Political Appointee Burrowing Prevention Act)を提出した。法案の提出にあたり、(②) 主党下院議 者が バ 在職している間に限り、 第二は、 が見られるようになり、 口 |要な役割を担ってきた。 ゥ 高 ィン バックによれば、 員 ・給与や終身雇用の保障される職業公務員の官職に転換し、 グ 政治任用者が政権交代後も政府に居続けることの弊害である。 0) テッド は政党の違いを問わず、 各官職に必要な資質と能力に基づき、 リューとジャ 連邦公務員制度では「競争的で能力に基づく」任用を想定しており、 大統領の政策に従事する役割を担っているのであり、 そのことが無党派で能力に基づいた公務員制度を形骸化させているということであ 近年の動向として、二〇一七年二月一六日、 レッド・ポリスとともに、「政治任用者の職業公務員 歴代の大統領によって行われてきたため、 最良の人材を採用することができる。 通常の競争的な任用過程を迂回する 第一は、 政治任用者は、 共和党下院議員のケン・バ 従来、 メリ 大統領が退任した後は ノツト その バ 自らを任用した大統 ックは政治任 の転換を規 規制に しかし、 それによって政 ステ お 0 ツ 用者. 政治 形骸 クは ては する 玉

との る期間を退職後二年間に限定するべきではなく、ひとたび政治任用職を退いたのであれば、 が申請書におい 禁止期間を終えた人物を職業公務員として採用する場合、 理由 案に対しては多様な見解が見られた。 関の任務に必要である理由を説明した書面の申請書を提出することが義務づけられた。さらに、 を明 確に示すことができなければ、 政治任用者は退職後二年間、 て、 メリット・ システムの要件を満たした他の候補者ではなく、 国土安全保障省の前 あらゆる職業公務員の官職に就くことが禁止された。 人事管理庁は申請を承認しない旨が記された。(22) 各機関の長は人事管理庁に対し、 人的資源局長のジェ その人物の採用が必要であるこ フ その人物の採 その人物を任用した ル は、 また、 各機 関 用が 年 蕳 0)

長

も出された。

よってその人物を採用することができなくなるため、逆に能力主義の原則に反するのではないか、といった意見 視・政府改革委員会に所属する民主党議員からは、最も適任な候補者が現役の政治任用者であった場合、 大統領が在職している間(最長八年間)は職業公務員への採用を制限するべきであると主張した。一方、 同法案

う内容に修正された。しかし、結局、上院では法案は投票にかけられることはなく、廃案となった。 ⁽²¹⁾ 化され、政治任用職退任後の二年間は職業公務員への転換を禁止する代わりに、二年間の試用期間を設けるとい 法案は、二○一八年三月六日に下院を通過し、上院に送られた。上院の審議では人事管理庁長官の役割が明確

二 職業公務員の政治任用者への転換――スケジュールF

章の定める不利益措置の手続きの対象から政策担当職を除外することを求めている。現状では第七五章の諸要件 可能であることも含まれると指摘している。また同様に「良い行政の諸条件」として、合衆国法典第五 認し、その「諸条件」には各機関の長が競争職の選考手続きに関する制限を受けることなく、柔軟な人事評価 (conditions of good administration)」に叶うよう必要に応じて競争職から除外する権限が与えられていることを確 べている。そのうえで、合衆国法典第五編第三三○二条第一項により、大統領には「良い行政の諸 るため、「業績水準を満たすことのできない、または満たす意思のない職員を分離することが重要」であると述 が最も必要な職種であるが、パフォーマンスの低い職員のために業務の遅れや仕事の質の低下が問題になってい ケジュールFの創設を命じた。行政命令では、最初にその背景を説明しており、政策担当職は効果的な業績管理 二〇二〇年一〇月二一日、トランプ大統領は行政命令一三九五七号を発布し、政治任用の新たな区分であるス により、

各機

関

の判断で柔軟な人事を行えるようにする、

K

ナルド・

モイニハンの研究によれば、

スケジュールFを含むトランプ政権の人事政策は、

大統領

豁

関

というのが行政命令の主旨であった。

フ により、 オ リマ ンス パ フォ の低い職員を迅速に解雇できるようにする必要があるということである。 1 Ż ンスの低 V 職員を解雇することが困難なため、 政 策担当職を対象から除外 Ļ 各機 関 が パ

うに、「良い行政」 障によって解雇が 職を選別したうえ、 の長に対し、 が適用されない ŋ 務を担う官職であり、 Fを設置するよう命じている。 以上を説明したうえ、 可 能な限り退役軍人を優先することが求められる。 合衆国法典第五編第七五章第二条の規定に照らし、 ため、 困 を実現するためには業績に乏しい職員を迅速に解雇する必要があるが、 九○日以内に予備審査を行い、二一○日以内に完全な審査を終えるよう命じて 「難であるため、 通常、 各機関 行政命令では連邦公務員規則第六編を改正し、 の判断で柔軟に雇用や解雇を行うことも可能である。また、 政権移行の結果によって交代することのないもの」であり、 スケジュールFとは、「機密事務を扱い、 新たな政治任用の区分であるスケジュ スケジュールFは除外職であり、 競争職からスケジュールFへの移行が 新たな除外職の ールFを設け、そこに移行させること 政策決定、 政策立案、 区 行政命令では、 職業公務 各機関には 一分として、 職業公務員の身分保 政 い る20 員の身分保 任 策 ス ケジ 可 用 推 進 能な官 あ ユ 0)

力低下、 論である単一執行府論 る行政命令は、 していたジェームズ・シャークの構想に沿って策定されていた。こうしたアジェンダは、 ある国内政策会議の長期的アジェンダに基づいており、 領に対 公務員への保護縮小、 して連邦公務員 ず ń b (unitary executive theory) に基づくものであったと指摘している。 国内政策会議の基本方針に沿ったものであったということである。 0 解 公務員の給与削減などに特徴づけられ、 雇を可能にする強力な権限を付与するべきであるという発想は、 それらは特別顧問であり、 トランプ大統領の発布した公務員に関 当時、 公務員労働組 ヘリテージ 単一 また、 執行 保守派 モイニハンは 府 財 合 団 論の支持 の憲法 に在 0 影

が望むことを実行する権限を与えるべきであること、また職員の解雇が困難なために執行府の業績が損なわれて 執行府のアカウンタビリティは大統領に対して果たされるべきであると捉えており、大統領に対して自ら

トン法の元来の方針に立ち返るものであった」と主張している。 うえ、「政策担当職員のアカウンタビリティを向上させた」と評価している。また、この行政命令は、「ペンドル は自分たちが選挙で支持した政策の実現を妨げられている」と述べている。その点、行政命令一三九五七号は シャークは、連邦職員の身分保障によって生産性の低い職員を適切に解雇できないことにより、「アメリカ国民 トに在籍しており、同団体のウェブサイトに掲載した論文においてスケジュールFの意義を説明している。 いることなどを主張する傾向があるということである。 各機関が生産性の低さや命令に従わないことを理由として政策担当職員を迅速に解雇することを可能とした」 二〇二二年八月現在、シャークは保守系シンクタンクのアメリカ・ファースト・ポリシー・インスティテュー

スケジュールFへの評価と規制の試み

兀

アは、「私たちにとって最も不要なことは[……]政治任用者を一○人、一○○人、X人と増やすことである」 リック・サービスのマックス・スティアは、下院の公聴会においてスケジュールFの廃止を訴えている。 るようにするものであると批判している。また、無党派シンクタンクであるパートナーシップ・フォー・パブ 十万人もの連邦政府職員から正当な手続きによる権利と保護を奪い、管理者が恣意的に職員の雇用や解雇を行え レット・ケリーは、この行政命令は「私たちの人生における最も深刻な公務員制度への侵害」であると述べ、 スケジュールFには、 公務員労働組合等の諸団体が反対の意見を表明した。 全米政府職員連盟会長のエヴ 何

公務員」であり、「スケジュールFはそれとは真逆の方向に進むものである」と主張してい と述べたうえ、「私たちが必要としているのは、 最も費用対効果の高い方法で問題を処理する専門化され 、 る。 ③ た職

会の影響力を弱めるための手段として用いられた点である。 に、 ジュールFは新たな行政改革の手段としてではなく、 理論と保守派シンクタンクへの傾倒、 自らの づく非政治的な任用過程の重要性には党派を超えた合意が見られたが、 先述のモイニハンの研究では、スケジュールFに含意された諸問題を指摘している。 スケジュールFにはトランプ政権による行政管理の特徴が集中的に表れており、 利益と対立するものと見なすようになり、 議会との協議を行わないことなどに見られる点である。 官僚機構の政治的統制を志向するようになった点である。 透明性や法的なアカウンタビリティ等の価値を脅か 近年、 共和党とその支持者は官 透明性の欠如、 第一に、 従来、 第三に、 保守的な法 能 僚機構 力に ス 基

三九五七号を破棄する」と宣言している。また、トランプ政権期に職業公務員の権利縮小と公務員労働組 の能率を高め、 員制度の基盤とメリット・システムの原則を毀損するものである」と批判している。そのうえで、「公務員制 でなく、一八八三年のペンドルトン公務員改革法によるスポイルズ・システムとの断絶に不可欠であった、 な機能に必要な専門性と経験を提供している」と述べ、スケジュールFは 五七号を破棄した。 3 ・バイデンは大統領就任の二日後に行政命令を発布し、 良い行政とメリット・システムの原則の体系的な適用を促進するため、これによって行政 イデンは行政命令において、「職業公務員は連邦政府職員 スケジュールFの 「良い行政の条件として不要なば の骨格であり、 創設を命じた行政命令 連邦 政 府 合の影 命令 0) 公務 か 重 ŋ 九

その後は

にスケジュー

ル 下は廃止されたが、 積改命令に先立ち、議

イデンの

響力低下を目的として発出された、その他の行政命令や覚書についても併せて廃止を命じている。(③)

議会においてもスケジュ

将来の政権において同様の試みが再び現れないとは限らないため、

ールFに対抗する立法活

動が進められていた。

ついてもスケジュ れたスケジュールA~E以外の職種に区分される競争職を除外職に分類することを禁止し、また除外職の官職に らない」と法案の目的を説明している。 る大統領も、トランプがかつて試み、いま再び計画していることを繰り返すことができないようにしなけれ 行政命令一三九五七号は「メリット・システムの原則を侵害している」と批判したうえ、議会は「将来のい (Preventing a Patronage System Act) を提出した。コノリーはワシントン・ポスト紙に寄稿した記事におい 議 員 同法案は下院で審議中である。 のジェラル ド・コノリーとブライアン・フィッツパトリックは、「パトロネージ・システム防 1 ル A~E以外の職種に分類することを禁止するものであった。なお、二○二二年八月一日 同法案は、執行機関の官職のうち、二〇二〇年九月三〇日までに設置 止法 かな ば ż

おわりに

ものである。 (34) 強く表れており、その点ではバロウィングとスケジュールFは れる。モイニハンも指摘するように、スケジュールFを含むトランプ政 を拡大することが志向されるが、バロウィングとスケジュールFの利用にはそうした執行府の意図が顕著に見ら のであった。 バ ロウィングとスケジュールFは、 ローゼンブルームの指摘する「執行府主導の行政」では、 いずれも大統領が応答的な官僚機構を構築する手段としての性格を持つも 「立法府主導の行政」への挑戦という性格を持 議会からの統制を回避し、 権の人事政策には単一 執行 ?府論 執行府 の影響 0))裁量

政治任用者と職業公務員の間の流動性が高まることにより、

短期的には大統領への応答性の

向上に繋がるであ

民主党下院 292

職業公務員の政治任用者への転換を恒久的に防止することが目的となった。二〇二一年一月一三日、

性もある。

低下に悩まされる。 的な行政運営を行う責任があるならば、 迭したことで知られるが、 政のパフォーマンスの向上を保証するわけではない。 ろうが、 グを繰り返している限り、 そのことが また、 長期 的には大統 そうした手法は混乱と機能不全を招くだけであ 職業公務員をスケジュー あとに続く政権への応答性は低下するため、 領 の応答性にどれだけ寄与するかは疑わ 逆に政府の正当性が失われ、 ルFに転換し、 トランプ政権は歴代の政権に比べ、多くの政治任用者を更 解雇が容易になったところで、 国民の不信を招くだけの結果に終わる 結果として大統領は恒常的な応答性 った。 じい。 大統領が執行府 政 権 交代のたび 0 そのことが 長とし K 口 可 ゥ 0) イ

Performance and Result Act) 主党ビル あ の行政」 たっての 方、「執行府主導 の特徴が顕著に見られたことを指摘している。 クリントン政権期にアル・ゴアが主導したナショナル・パフォーマンス・レビューには、「 議 会の の行政」 役割を 等の立法活動を評価している。 強 は、 調 Ļ トランプ政権や共和党政権に限ったものではない。 同 . 時期 に議会の主導によって進められた政府業績結 そのうえで、「執行府主導の行政」 口 l ゼ 果法 ンブル の弊害に対処する (Government 執行 は、 民

行わ 会が主 知るうえでの一つの と大統領の対立 Ļ れている。 ロウィングとスケジュールFの規制においても、 邦政 一体となり、 府 の活動に対する責任を共有している。 アメリカの統治機構では、 は 「バロウィング規制法案」や バ 同 口 玉 の メ 統治機構が正常に機能していることの証左でもあり、 ターとなるであろう。 機能的な行政を実現するため、 「パトロネージ・システム防止法案」などの立法活動 その 大統領による官僚機構 意味では、 バ 口 ウィ 三権が異なる立場から官僚機構 ングやスケジュー の不当な介入を規制 今後も三権の緊張関係 ル F する をめぐる議 が継続的 の態様 ため、 を統 議

制

ĺ

- 1 論社、二〇〇九年)、二二一三八頁。 政治任用制の過去と現在」久保文明編著『オバマ大統領を支える高官たち 今里滋『アメリカ行政の理論と実践』(九州大学出版会、二〇〇〇年)、一六九―一八二頁:菅原和行「アメリ 政権移行と政治任用の研究』(日本評
- 2 動態 二〇一五年、四七―五〇頁;菅原和行「官僚制――オバマによる応答性の追求とその限界」山岸敬和・西川賢編著 misc/RL34706.pdf (accessed August 24, 2022); 菅原和行「アメリカ連邦官僚制における中立的能力と応答的能力の CRS Report for Congress, RL34706, 2012, November 2, Congressional Research Service, https://sgp.fas.org/crs/ Conversion of Employees from Appointed (Noncareer) Positions to Career Positions in the Executive Branch," バロウィングの概要とトランプ政権以前の動向については、Barbara L. Schwemle, "Federal Personnel: −職業公務員と政治任用者に対する政治的要請の変化を中心に」『釧路公立大学紀要 社会科学研究』第二七号、
- 3 Future of the Civil Service," Public Administration Review, Vol.82, Issue 1, p.174. Donald P. Moynihan, "Public Management for Populists: Trumps's Schedule F Executive Order and the

『ポスト・オバマのアメリカ』 (大学教育出版、二○一六年)、五○―五一頁。

4 デイヴィッド・ルイス(稲継裕昭監訳、浅尾久美子訳)『大統領任命の政治学 政治任用の実態と行政への

響』(ミネルヴァ書房、二○○九年)、一─九頁。

- 5 四八—四九頁。 Executive Personnel," Presidential Studies Quarterly, Vol.51, No.1, 2021, pp.53, 65; ルイス 『大統領任命の政治学』、 David E. Lewis and Mark D. Richardson, "The Very Best People: President Trump and the Management of
- (Θ) Moynihan, "Public Management for Populists," p.175.
- Bureaucracy (Oxford University Press, 2010), pp.101-127 Executive-Centered Public Administrative Theory," Robert F. Durant ed., The Oxford Handbook of the American Administrative State, 1946-1999 (The University of Alabama Press, 2000); David H. Rosenbloom, "Reevaluating David H. Rosenbloom, Building a Legislative-Centered Public Administration: Congress and the
- United States Government Accountability Office, Personnel Practices: Actions Needed to Improve

data-oversight/oversight-activities/faqs/ (accessed August 26, 2022) assets/gao-17-674.pdf (accessed August 26, 2022); "Oversight Activities," OPM.GOV, https://www.opm.gov/policy-Documentation of OPM Decisions on Conversion Requests, GAO-17-674, August 2017, p.6, https://www.gao.gov/

9 "Oversight Activities," OPM.GOV United States Government Accountability Office, Personnel Practices, GAO-17-674, August 2017, pp.7-9;

Former Political Appointees, October 1998 - April 2001, GAO-02-326, February 2002, https://www.gao.gov/assets/

United States Government Accountability Office, Personnel Practices: Career and Other Appointments of

- gao-02-326.pdf (accessed August 26, 2022).
 (

 Schwemle, "Federal Personnel," p.5.
- 12 17-674, August 2017, pp.19-21 https://www.chcoc.gov/content/political-appointees-and-career-civil-service-positions-3 (accessed August 23, 2022); Schwemle, "Federal Personnel," pp.5-8. United States Government Accountability Office, Personnel Practices, GAO-"Memorandum on Political Appointees and Career Civil Service Positions, February 23, 2018," OPM.GOV,
- United States Government Accountability Office, Personnel Practices, GAO-17-674, 2017, pp.10-11
- trump-officials-are-burrowing-into-government-jobs-what-does-that-mean-exactly/ (accessed August 23, 2022) Exactly?" WashingtonPost.com, January 6, 2021, https://www.washingtonpost.com/politics/2021/01/06/some-David C. Nixon, "Some Trump Officials are Burrowing into Government Jobs, What does That Mean,
- burrowing-federal/2021/01/24/a495ae76-5c02-11eb-b8bd-ee36b1cd18bf_story.html (accessed August 23, 2022) be Tied," WashingtonPost.com, January 24, 2021, https://www.washingtonpost.com/politics/biden-trump-Lisa Rein and Anne Gearan, "Biden is Firing Some Top Trump Holdovers, but in Some Cases, his Hands may
- org/publication/department-of-labor-leaders-continue-cover-up-political-appointees-burrowing-into-civil-service-Service Career Positions," American Federation of Government Employees, September 16, 2018, https://www.afge Alex Bastani, "Department of Labor Leaders Continue Cover Up Political Appointees Burrowing into Civil

- career-positions/ (accessed August 23, 2022) Schwemle, "Federal Personnel," pp.1-2; 菅原「アメリカ連邦官僚制における中立的能力と応答的能力の動態」、
- 18

四八頁;菅原「官僚制」、五一頁。

- ルイス『大統領任命の政治学』、四八―四九頁。「潜り込み」と訳されている。
- (Thousand Oaks: CQ Press, 2018), pp.13-14. Steven J. Balla and William T. Gormley, Jr., Bureaucracy and Democracy: Accoutability and Performance
- 20 https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1132/actions (accessed August 25, 2022) H.R.1132 - Political Appointee Burrowing Prevention Act, 115th Congress (2017-2018), CONGRESS. GOV,
- 6, 2018, p.H1416, https://www.govinfo.gov/content/pkg/CREC-2018-03-06/pdf/CREC-2018-03-06.pdf (accessed August 24, 2022) Congressional Record: Proceedings and Devates of the 115th Congress, Second Session, Vol.164. No.39, March
- Congressional Record, March 6, 2018, pp.H1414-H1416
- www.govtrack.us/congress/bills/115/hr1132 (accessed August 23, 2022) "H.R. 1132 — 115th Congress: Political Appointee Burrowing Prevention Act," www.GovTrack.us., https://
- August 24, 2022) Burrowing Prevention Act," www.GovTrack.us., https://www.govtrack.us/congress/bills/115/s2581 (accessed Province for a 2-Year Prohibition on Employment in a Career Civil Service Position for any Former Political Governmental Affairs United States Senate to Accompany H.R. 1132 to Amend Title 5, United States Code, to CRPT-115srpt387/pdf/CRPT-115srpt387.pdf (accessed August 24, 2022); "S. 2581 (115th); Political Appointee Appointee, and for Other Purposes," GovInfo, November 26, 2018, pp.3-4, https://www.govinfo.gov/content/pkg/ "Political Appointee Burrowing Prevention Act, Report of the Committee on Homekand Security and
- October 26, 2020, pp.67631-67632, https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-10-26/pdf/FR-2020-10-26.pdf "Executive Order 13957 of October 21, 2020," Federal Register, Presidential Documents, Vol.85, No.207,

(accessed August 23, 2022)

26

"Executive Order 13957 of October 21, 2020," pp.67632-67633

- 学出版会、二〇二一年)、二五—二七頁。 岡山裕「権力分立――なぜ大統領は「行政権」を持たないか」『アメリカ政治の地殻変動 Moynihan, "Public Management for Populists," pp.175-176. 単一執行府論については、以下の研究を参照した。 -分極化の行方』(東京大
- (🖄) James Sherk, "Increasing Accountability in the Civil Service," Center for American Freedom, America First Policy Institute, pp.1, 9-10, https://assets.americafirstpolicy.com/assets/uploads/files/civilservicereform.pdf (accessed August 23, 2022)
- trumps-new-executive-order-to-strip-hundreds-of-thousands-of-feds-of-due-process-rights-open-door-to-crony is many trumps-new-executive-order-to-strip-hundreds-of-thousands-of-feds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-thousands-of-feds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-of-due-process-rights-open-door-to-strip-hundreds-open-door-to-strip-hundrto Cronyism," American Federation of Government Employees, October 26, 2020, https://www.afge.org/article/ (accessed August 23, 2022) "Trump's New Executive Order to Strip Hundreds of Thousands of Feds of Due Process Rights, Open Door
- 30 meetings/GO/GO24/20201210/111117/HHRG-116-GO24-Transcript-20201210.pdf (accessed August 24, 2022) Session, December 10,2020," U.S. House of Representatives, Document Repository, p.14, https://docs.house.gov/ the Committee on Oversight and Reform House of Representatives one Hundred Sixteenth Congress Second "The Elements of Presidential Transitions: Hearing before the Subcommittee on Government Operations of
- (젊) Moynihan, "Public Management for Populists," pp.174-175.
- room/presidential-actions/2021/01/22/executive-order-protecting-the-federal-workforce/ (accessed August 27 "Executive Order on Protecting the Federal Workforce," White House, https://www.whitehouse.gov/briefing-
- "H.R.302 PPSA Act," CONGRESS.GOV, https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/302?q=%7B%22 search%22%3A%5B%22preventing+a+patronage+system+act%22%5D%7D&r=1&s=1 (accessed August 24, 2022) Gerald E. Connolly, "How to Stop Trump's Sneak Attack on the Civil Service," Washington Post, July 27, 2022

- (♂) David H. Rosenbloom, "Reevaluating Executive-Centered Public Administrative Theory," pp.103-113; Moynihan, "Public Management for Populists," pp.176-177.
- 35 Rosenbloom, Building a Legislative-Centered Public Administration, pp.4, 80-85, 136-142.
- Lewis and Richardson, "The Very Best People," p.53.